

# 長泥行政区の現在をお知らせします

## 環境省の実証事業と一緒に取り組んでいます

再生土の盛土の上を汚染されていない土で覆し農作物を栽培。土壌を浸透した排水の測定も行っています



「再生資材化フラント」。除去土壌から異物（枝や木、石など）を取り除き、放射能濃度を確認しました



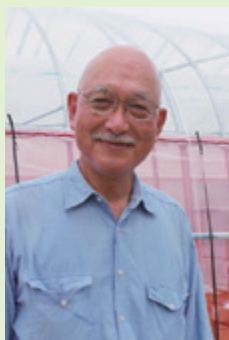
汚染されていない覆土を使った花きの試験栽培



試験栽培のミニトマト。他にもトウモロコシ・カス・キュウリなどを栽培。



専門家や実務経験者として事業に関わる（技術検討ワーキンググループ委員）のお2人に現地で話を聞きました。



皆さん農業のプロですから、どのように作業をすればよいか、よく分かっていらっしゃる。皆さんが自信を持ってふるさとに戻って来られるよう、考え方はそれぞれでも、より多くの人が納得できるよう、事業の進め方に客観的なアドバイスができればと考えています。

多田順一郎さん（NPO法人放射能安全フォーラム 理事）

週2回、地元の人々と会いながら、作業をしています。「我がふるさとにきた」という思いがして、清々しますね。こうして俺達が土台をつくっていけば、いつかは誰かがここに来て、また始まるだろうと思っています。ここは昼と夜の気温差が大きくて、本当にいい作物を作ることができますからね。



嶋原清三さん（長泥）

「特定復興再生拠点エリア」として交流施設などが整備される長泥コミュニティセンターの跡地。除染と建物の解体が終了し、現在はさら地になっています。ぼつんと残った旧長泥小学校の校門が、再び笑顔が集う日を待っているかのように、たたずんでいました。



跡地の入口から

長泥コミュニティセンター跡地



峠に咲いた紫陽花



地区の人が守り続ける白鳥神社

長泥行政区は、現在も、村で唯一、帰還困難区域となっています。間もなく10年になるとうとしていく厳しい避難生活の中、住民の皆さんは、地区のつながりを大切に、話し合いを欠かさず、まだ戻れない故郷の環境整備にも、力を合わせて取り組んできました。

村と行政区は、地域の実情と将来像について話し合いを重ねて「帰還困難区域復興計画」の内容を検討。平成30年4月20日付で内閣総理大臣より「特定復興再生拠点区域復興再生計画」として認定を受けました。村と行政区は、環境省の「環境再生事業」も受け入れながら、できるだけ広域で、家屋の解体や除染が受けられるように取り組みました。さらに、拠点の区域外となった地区についても、安全を確保した上で自由な立ち入りができるよう、住民からの賛同を得て「復興公園」の整備を国に要望。拠点外を含む長泥行政区全体の避難指示解除を目指し、国と協議を続けています。

長泥行政区では、環境省が、飯館村の除染ではぎ取った土のうち、放射能濃度の低いものを再生資材化して盛土に活用し、汚染されていない土による表土の造成と合わせて、実証事業を行っています。昨年度までの花きや資源作物の試験栽培に加え、今年度は村と長泥住民からの要望を受けて、野菜の試験栽培にも取り組んでいます。